

障がいのある人もない人も共に生きる 熊本づくり条例が全面施行されます

【4月1日全面施行】

この条例は、障がいのある人に対する県民の皆さんの理解を深め、障がいのある人の権利を擁護するための施策を推進することを目的としたもので、障がいのある人の権利擁護や差別禁止に関する条例としては、全国の都道府県で4番目となっています。

【条例の4つのポイント】

この条例の特徴として以下の4点があります。

- ①県民の障がいのある人に対する不利益取扱いの防止を図るため、何が不利益取扱いにあたるかの「ものさし」を示したこと。
- ②社会的障壁の除去のための「合理的配慮」を求める規定を設けたこと。
- ③不利益取扱い、合理的配慮または虐待に関する地域相談員や広域専門相談員の配置による「相談体制」、不利益取扱いに関する「個別事案解決の仕組み」を設けたこと。
- ④障がいのある人に対する県民の理解を深めるための啓発活動の推進、障がいのある人となない人の交流の機会の提供などの措置を講ずる規定を設けたこと。

問 熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課
☎096-333-2236(直通) FAX096-383-1739

消費生活啓発講座をご活用ください！

県消費生活センターでは、消費生活に必要な知識の普及や、悪質商法などによる消費者被害の未然防止のため、要請に応じて地域の団体・学校・企業・一般消費者グループが開催する学習会、研修会、講座、講演会などに講師を派遣し、出前講座などを実施します。

▶講座の種類

- 1 消費生活出前講座
①高齢者講座 ②教育講座 ③一般講座
- 2 消費生活センター受入講座
①消費生活ミニ講座 ②商品テスト講座

※詳しくは、消費生活課のホームページをご覧ください。

▶対象者

受講対象者は、県内に居住する消費者および県内に所在する団体などです。実施にあたっての必要な参加者数は、以下のとおりです。

- 1 消費生活出前講座 ⇒ 10人以上
- 2 消費生活センター受入講座 ⇒ 20人以上

▶実施費用

- 1 消費生活出前講座(申込1か月前まで)
会場費用を除き、申込者側は無料です。講師派遣および配布資料にかかる費用は、県センターが負担します。
- 2 消費生活センター受入講座(申込2か月前まで)
当方の会議室などで行いますので、申込者側は無料です。

▶お申し込み・お問い合わせ先

熊本県消費生活センター
☎096-333-2308 FAX096-383-0998
HP <http://www.pref.kumamoto.jp/site/shouhiseikatsu/>

ミツバチに対する農薬危害防止について

ミツバチは、採蜜はもとより果樹類やいちご、メロン、すいかなどの園芸作物の花粉交配に不可欠で、農業生産においても重要な役割を担っています。

これからカンキツ類の開花期を迎えますが、この時期の農薬散布にあたっては、次の3点に留意しミツバチの死亡事故が発生しないよう十分注意しましょう。

- ①農薬ラベルの使用上の注意事項をよく確認し、ミツバチに影響のある薬剤を使用する場合には特に注意する。
- ②近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画など事前に情報交換する。
- ③防除時は、ほ場周辺を十分確認しミツバチや巣箱に農薬がかからないように注意する。

問 八代地域振興局 農業普及・振興課 ☎33-3509
熊本県 農業技術課 ☎096-333-2381
熊本県 畜産課 ☎096-333-2401

平成24年度 農業安全研修会

農業者を対象にした、大特・けん引免許(農耕車限定)が取得可能な研修が開催されます。受講料は無料ですが、免許取得に係る経費(免許試験受験代、保険料などで5,000円程度)は自己負担になります。

詳しい内容につきましては、熊本県ホームページを確認いただくか、下記連絡先までお問い合わせください。

▶開催期日

大型特殊:7月~2月にかけて7回
けん引:9月~2月にかけて4回

▶定員

大型特殊:開催ごとに30人の計210人
けん引:開催ごとに24人の計96人

※研修は、4日間にわたり受講することになります。

▶募集期間 4月6日(金)~5月18日(金)

▶連絡先

八代地域振興局 農業普及・振興課(3階)
〒866-8555 八代市西片町1660 ☎33-3462
熊本県ホームページ内 農業大学校
URL <http://www.pref.kumamoto.jp/site/noudai/>

職業興味検査を実施しています！

県では、職業選択の相談を希望する再就職活動中の方を対象に、職業興味検査を行っています。

▶検査内容

VPI 職業興味検査を実施。160の職業について、興味や関心の有無を回答。カウンセラーが結果説明と助言を行います。

▶実施場所

くまもと県民交流館 しごと相談・支援センター
熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階

▶その他

費用は無料。事前予約が必要。所要時間は1時間程度です。実施日時は、予約時にご相談ください。

▶ご予約・お問い合わせ先(9時~19時)

就業支援相談窓口 ☎096-355-2224

※月1回程度の休館日を除き、土・日、祝日もご予約をお受けしています。

行政相談

行政サービスについてのご相談、お悩み、お困りのことはありませんか。相談は無料です。

秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

▶日時:4月20日(金) 10時~15時

▶場所:健康センター 健康相談室

▶担当者:行政相談委員 松田幹男(☎62-3024)
田口英輔(☎62-3263)

問 氷川町役場 総務課 行政係 ☎52-7111

道路に出ている樹木はありませんか

道路にご家庭の樹木がはみ出していたり、物を置いたりされているために歩行者、自転車、車の通行の妨げとなっているところがあります。

通行を妨げるような物を置いたりしない、樹木などは伐採をするなどし、公共の道路を皆が安心し、安全に通行できるようご協力をお願いします。

問 氷川町役場 建設下水道課 ☎52-5856

総務振興課「まちづくり推進係」は 宮原振興局内に移動しました！

4月1日から、機構改革により総務振興課「まちづくり推進係」は、まちづくり情報銀行から宮原振興局内に移動しました。

なお、電話番号は62-2317、ファクス番号は62-4116となります。

皆さま方には、ご迷惑をお掛け致しますがよろしくお願いします。

問 宮原振興局 総務振興課 まちづくり推進係 ☎62-2317

住宅リフォームの助成制度について

地域経済の活性化や町民の居住環境の向上を図るため、町内の登録店を利用して、自宅の修繕や補修、改築・増築などを行う際に、その経費の一部を助成します。

工事費が10万円以上を要する場合に、20万円を上限とし、工事費の20%を助成します。

ただし、申込時点ですでに着手しているものや、申請手続き中に着手するものは対象外となります。

▶対象となる住宅

町内にある自分の持ち家で本人が住んでいる住宅

※店舗・事務所・賃貸住宅などは対象外となります。

▶申込受付 4月2日(月)から

▶お申し込み・お問い合わせ先

宮原振興局 商工観光課 ☎62-2315

期限内に納付できなかった場合には

国税を期限内に納付できなかった場合は、延滞税を併せて納付しなければならないだけでなく、財産差し押さえなどの滞納処分を受ける場合もあります。まだ納税がお済みでない方は、早急に、最寄りの金融機関などで納付を済ませてください。

また、納付できない事情がある場合には、お早めに八代税務署の徴収担当にご相談ください。

なお、期限を過ぎて納付される場合は、延滞税の計算がありますから、八代税務署にご連絡ください。

問 八代税務署 ☎32-3141 ※自動音声案内

まちからの お知らせ

お知らせ



児童扶養手当などの支給額の変更について

平成24年1月27日付で、平成23年全国消費者物価指数の実績値が公表され、対前年比で0.3%の下落となりました。

その結果、各種手当額が平成24年4月支給分より改定となります。(金額は支給額/月)

手 当 名	平成24年 3月分まで	平成24年 4月分から
児童扶養手当<全額支給の場合>	41,550円 ⇒	41,430円
特別児童扶養手当(1級)	50,550円 ⇒	50,400円
// (2級)	33,670円 ⇒	33,570円
特別障害者手当	26,340円 ⇒	26,260円
障害児・経過的福祉手当	14,330円 ⇒	14,280円

ご不明な点などありましたらお問い合わせください。

問 児童扶養手当について

氷川町役場 町民環境課 町民環境係 ☎52-5851

児童扶養手当以外について

氷川町役場 健康福祉課 福祉係 ☎52-5852

4月から平成24年度の「はりきゅう券」が 利用できます

氷川町では、国民健康保険加入者や、後期高齢者医療被保険者の方について、はりきゅう施術の助成を行っております。

内容については以下のとおりです。

▶交付を受けることができる人

- ・氷川町国民健康保険の被保険者で40歳以上の方
- ・氷川町に住所を有している後期高齢者医療被保険者

※ただし、町税などの未納があると、交付されない場合があります。

▶交付場所 氷川町役場 健康福祉課 国民健康保険係

宮原振興局 総務振興課 総合窓口係

▶必要なもの

国保または後期高齢者医療の被保険者証(保険証)

▶助成内容

- ・助成金額:1回につき1,000円
- ・助成回数:年度ごとに10回まで(10枚綴りの券を交付します)
- ・券の有効期限 4月1日~平成25年3月31日

問 氷川町役場 健康福祉課 国民健康保険係 ☎52-5852